

第18回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 平成30年12月26日(水) 午後3時30分～午後5時00分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(10名)

2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則	5	二宮正宏
9	古用敏彦	10	山本一人	11	清家壽秋	12	青木武司
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(4名)

1	高田洋一	6	有田亜佳	7	高田光一	8	芝貞弘
---	------	---	------	---	------	---	-----

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第85号 農地転用事業計画変更申請について

日程第6 議案第86号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

日程第7 報告第7号 農地原形変更届出書について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主事	毛利巧
----	------	----	------	----	-----

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第18回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
会長	<p>今年は暖冬の天気予報が出ていましたが、テレビを見ていますと師走の12月末には雪が降るのではなかろうかと予報が出ています。</p> <p>今年の春先は大変な豪雪で色々な被害が出ていましたので、あのような寒さはもうありませんし、前ほどは降らないだろうと期待もしています。</p> <p>今日は平成30年最後の総会ですが色々な都合で欠席者がいるようですが定刻となりましたので、それぞれ議案に従いまして審議していただきますようお願いしまして挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、10名であります。</p> <p>高田洋一委員、有田亜佳委員、高田光一委員、芝貞弘委員から欠席の連絡を受けています。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第18回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に本日の議案書の差し替えがございますので確認をお願いします。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に9番 古用敏彦委員、10番 山本一人委員、以上の両委員を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>順位1番について、中平勝則委員より説明願います。</p>
中平委員	<p>議席番号4番 中平です。</p> <p>議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。</p>

	【議案書に基づき、議案第82号 順位1番 説明】
中平委員	農地法第3条第2項各号について、12月19日に譲受人、事務局2名、二宮推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。 譲渡人は遠方のため現地調査に立ち会うことができないので、電話で申請内容について確認をとりました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位1番 説明】
中平委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位2番から5番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願います。
事務局	高田委員が欠席のため事務局が説明します。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番から5番の説明をします。 まず順位2番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第82号 順位2番 説明】
事務局	農地法第3条第2項各号について、12月19日に譲渡人の代理人、譲受人、高田農業委員、赤松推進委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位2番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 続いて順位3番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第82号 順位3番 説明】

事務局	農地法第3条第2項各号について、12月19日に譲受人、高田農業委員、赤松推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位3番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。続いて順位4番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第82号 順位4番 説明】
事務局	農地法第3条第2項各号について、12月19日に譲受人、高田農業委員、赤松推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位4番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。続いて順位5番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第82号 順位5番 説明】
事務局	農地法第3条第2項各号について、12月19日に譲受人、高田農業委員、赤松推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位5番 説明】
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。これより順位2番について質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位3番について質疑討論を行います。ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位4番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位5番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
中平委員	議長。
議長	中平委員。
中平委員	議席番号4番 中平です。 空き家バンクに関することが初めてのことなので詳細に確認したいのですが、空き家は賃貸ですか、売買ですか。総会の資料だけでは分からないので。
議長	事務局。
事務局	売買になります。
議長	今回初めての案件でしたが次回から売買契約書の写し等を提出するようにします。
山本委員	議長。
議長	山本委員。
山本委員	議席番号10番 山本です。 基本的なことを聞くようで申し訳ないのですが、空き家バンクで売買することによって農地が付いてくるということですか。
議長	そういうことではなく、今までは空き家とそれに付属した農地を購入しよう

	<p>としたら鬼北町が設定する下限面積30アールの条件を満たさなくてはならず、空き家は購入できたけども、下限面積の条件を満たすことができず農地を購入することができないことがありました。</p> <p>ただ6月の総会で空き家バンクに登録した家を購入する場合、その空き家に付属した農地については下限面積1アールとしました。</p> <p>今回の申請は空き家バンクに登録した家を購入し、その空き家に付属した農地の売買についての申請になります。</p>
山本委員	分かりました。ありがとうございます。
議長	ほかにご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。
	議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。
	よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて順位6番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願います。
事務局	芝委員が欠席のため事務局が説明します。
	議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第82号 順位6番 説明】</b>
事務局	農地法第3条第2項各号について、12月19日に譲受人、芝農業委員、渡邊推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。
	その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第82号 順位6番 説明】</b>
事務局	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
	ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。
	これより質疑討論を行います。
	ご意見ありませんか。
青木委員	議長。
議長	青木委員。
青木委員	議席番号12番 青木です。
	譲渡人と譲受人の関係を教えてください。

議 長	事務局。
事 務 局	叔父と甥の関係になります。
青 木 委 員	分かりました。
議 長	ほかにご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、担当委員が欠席のため事務局より説明願います。
事 務 局	有田委員が欠席のため事務局が説明します。 議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第83号 順位1番 説明】</b>
事 務 局	12月20日に申請人の代理人、有田農業委員、上甲推進委員、事務局2名の計5名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第83号 順位1番 説明】</b>
事 務 局	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願います。
議 長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

	順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第4 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、赤松拓也委員より説明願います。
赤松委員	議席番号2番 赤松です。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第84号 順位1番 説明】
赤松委員	12月20日に譲渡人、譲受人、事務局2名、高田農業委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第84号 順位1番 説明】
赤松委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより順位1番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位2番及び3番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番及び3番の説明をします。 まず順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第84号 順位2番 説明】
谷口委員	12月20日に譲渡人、事務局2名、鎌田推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 譲受人は現地調査に立ち会うことはできませんでしたが、譲渡人である父に任せていると確認をとりました。 その内容を調査書に基づき報告をします。



	【調査書に基づき、議案第84号 順位2番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 続いて順位3番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第84号 順位3番 説明】
谷口委員	12月20日に譲渡人、譲受人の代理人、事務局2名、鎌田推進委員、私の計6名で現地調査を行いました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第84号 順位3番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより順位2番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	続いて順位3番について質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第5 議案第85号「農地転用事業計画変更申請について」を議題といたします。 順位1番について、谷口雄記委員より説明願ひします。
谷口委員	議席番号13番 谷口です。 議案第85号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番の説明をしま

	す。
	【議案書に基づき、議案第85号 順位1番 説明】
谷口委員	12月20日に事務局2名、鎌田推進委員、私の計4名で現地調査を行いました。 申請人には申請内容について電話で確認をとりました。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第85号 順位1番 説明】
谷口委員	以上により、申請地は事業計画を変更しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第85号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第85号「農地転用事業計画変更申請について」、順位1番は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議長	日程第6 議案第86号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から21番まで事務局より説明願ひします。
事務局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第86号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第86号 順位1番から21番 説明】
事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議長	ただ今、順位1番から21番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第86号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から21番について、

	原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 86 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位 1 番から 21 番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議 長	日程第 7 報告第 7 号「農地原形変更届出書について」の報告をします。 順位 1 番について、赤松拓也委員より報告願います。
赤 松 委 員	議席番号 2 番 赤松です。 報告第 7 号「農地原形変更届出書について」、順位 1 番の報告をします。
	【報告書に基づき、報告第 7 号 説明】
赤 松 委 員	以上で報告を終わります。
議 長	ただ今、担当委員からの報告が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	続いて順位 2 番について、担当委員が欠席のため事務局より報告願います。
事 務 局	高田委員が欠席のため事務局が説明します。 報告第 7 号「農地原形変更届出書について」、順位 2 番の報告をします。
	【報告書に基づき、報告第 7 号 説明】
事 務 局	以上で報告を終わります。
議 長	ただ今、事務局からの報告が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第 18 回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	議事録署名委員
	9 番
	10 番